

発句あなま合あなまの手続あなまき

永 井 一 彰

近世中期以降、江戸・名古屋・京都・大阪を中心に大流行を見た発句合の興行の手続きについては、わからないことが数多くある。特に、興行に於てはいわば要に位置しながら、その表舞台に出てくることのない清書所の仕事については不明な点が多い。月並・臨時を問わず、発句合の興行はちらし等によって句を募集するところから始まる。そして、集まった寄句を清書所がまとめて清書し、その清書本をもとに点者が点をかけるというのが一般的なやり方である。この清書本を立てる段階について、二つの疑問がある。

一つめの疑問。清書所は点者へ回す清書本では作者の名前を全て伏せるといふ手続きを必ず踏む。これは言うまでもなく、点者の依怙最良を避けるためである。そして、点者が清書本に直接点をかけて、あるいは別冊の秀吟拔萃集を仕立てて清書本と共に清書所へ戻して来た時に、作者の名前を照合し秀吟にのみ作者名を入れるという作業をする。興行の公正を期するために、清書所が必ず踏まなければならない作者名を一度伏せて再び照合するという手続きは、具体的にどのような手順で行なわれたのであろうか。

二つめの疑問。点者が一人である場合は清書本は一冊あればこと足りるが、二名以上の複選興行の際は一体どうしたのであろうか。

右の二つの疑問に答えてくれるような近世期の発句合そのものの資料は極めて少ない。しかし、もともと発句合の興行形態は雑俳のそれをそのまま踏襲したものである。また、管見によれば、発句合の興行形態は明治・大正に至っても基本的には何ら変わっていない。以下、雑俳及び明治大正期の資料も交えつつ、右の二つの疑問についての答を探ってみようと思う。なお、この二つの問題は微妙に重なり合う面を持っている。考察の順序としては先ず一つめの疑問から考えて行くが、その中には自と二つめの疑問についての答も含まれてくることになる。

一

奉納植松天満宮折冠あなま三百集

家蔵。古書肆が添えた符箋に「寛政頃筆写合巻和太」とある。縦二

七・六種、横一九・五種の大本一冊で、それぞれに共表紙のある鶴・亀の二巻を合冊したもの。成立を寛政期とする古書肆の見解が妥当なることはあとで触れる。「鶴の巻」は共表紙に「奉納植松天満宮折冠三百集／鶴の巻」と書き、その見返しは図①の如し。冒頭に「奉納植



図 1

松天満宮折冠三百集」と標題。上段には、谷村甫水・黒瀬紙屋・服部林下と三名の本評点者、続いて楽評（ゲスト点者）として八尾秋破・平野歌柳・竹淵五石・同新玉・鞍作亀祐の五名をあげる。楽評のうち秋破を除く四名は、作者としても登場している。中段は、標題に「折冠」とある通り折句と笠付の題。「カンケ コノタヒハヌサモトリア エスタムケヤマモミシノニシキカミノマニ キウヨセニテヌキツカイ」とあるのが折句題。清書された寄句の中には七七の短句も混じり二字題も許容されたようで、この長文を適当に三文字または二文字に区切って折句の題として使用する。冒頭の「カンケ」は「管家」の意、「コノタビハ」云々は『古今集』『百人一首』に出る道真の詠、天満宮奉納に因むこと言うまでもなからう。「キウヨセ」は「急寄せ」か。この催しが急に企画され、それこそ「ヌサモトリアエスタムケ」のことを意味すると考えられる。「ヌキツカイ」は不詳ながら、折句題を好きなように二字・三字と区切ることを言うか、解しておきたい。続いての「がたくと」「どれ見ても」以下は笠付の題で、計二〇題。下段には「抜本評 上座三拾章外式拾章」「楽評 上座式拾章外拾五章」とあって、寄句の中から本評三名がそれぞれに秀吟を三〇章と佳作を二〇章づつ、楽評五名が秀吟二〇章と佳作一五章づつを選ぶ旨を断わる。これによれば佳作を含めた入選句合計は三二五章となり、標題に言う「三百章」とほぼ一致する。左端の一行は「右題御改可被下追加御頼申上候 開巻当月中旬」とあるが、「追加御」の部分は貼り紙をしてその上に書かれたもので、剝がしてみると下には「御頼申上

候」と見える。つまり、この一行は最初「右題御改可被下御頼申上候」と書かれていたのだが、あとで「御頼申上候」の部分に貼り紙をして、「追加」以下の文を書き足したものと見ることが出来る。思うに、この見返し部はもともと回覧用のちらしかそのうつしで、用が済んだあとに清書所が清書本を調えるに際し、見返し部に流用したのであろう。「追加御頼み」云々の書き添えは、「キウヨセ」のため句の寄りが思わしからず、連中に再度督促したのだと考えれば納得が行く。

図①の左半分が第一丁の表である。半丁―一行の薄藍色野紙を使用し、上の欄に寄句を清書し下の欄に作者名を入れてあるのだが、上の欄と下の欄が一度裁断されていることに取り敢えず注意しておいていただきたい。各丁とも右上欄外に丁付を入れ、初〜三二丁に折句を、三三〜四一丁に冠句を清書してある。但し、初丁は表に「初丁」裏に「式丁」とあるので、実質は合計四〇丁。また、三七丁表終行が空白のまま、清書句は折冠併せて七七九章となる。図②は「鶴の巻」後表紙見返し。「考 し屋」「考 新玉」「考 五石」「秀吟別紙調 一幸舎林下(緑印)」「考 済 裁松軒 秋破(朱印)」「考 歌柳」「考 亀祐」「生々庵選(緑印) 浦水印(朱印)」と、本評・楽評併せて八名の点者の自筆署名または押印がある。以上のような「鶴の巻」の形態は「亀の巻」についても全く同じで、こちらは全三八丁、折冠併せて八三〇章を清書する。なお、巻末の点者署名は、「鶴の巻」冒頭にあった紙屋の署名が「亀の巻」では末尾に出る。鶴・亀両巻ともに、この清書本には直接点はかけられていない。そのことと、各巻

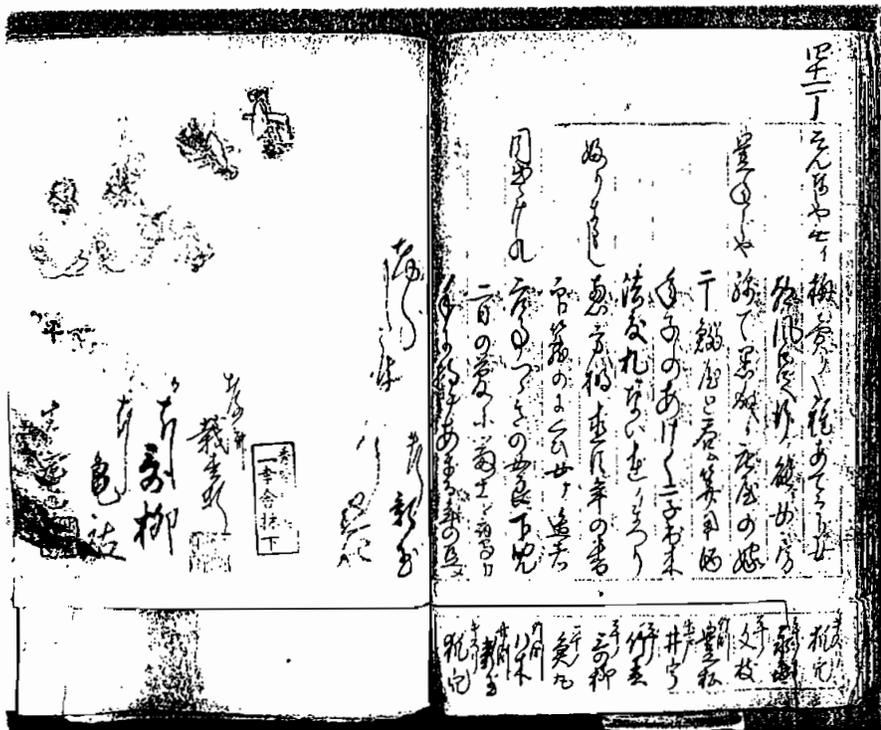


図 2
-130-

末に「考」または「考済」として選句を終えた意味のそれぞれの点者の署名・押印が認められることを考え併せると、この清書本は点者回覧用のそれであったことが知られる。では、各点者は抜き出した秀吟をどうしたのか。それは図②に示した林下の印の印文に「秀吟別紙調」とあるように、各点者毎に自筆清書秀吟集を別冊として仕立てたのである。つまりこの興行では、寄句を鶴亀二巻に分けて清書し、八名の点者が順に回覧して秀吟を抜萃し、各点者毎に秀吟集を調べて清書所へ届けるというしくみになっていたと考えられるのである。「鶴の巻」は紙屋から、「亀の巻」は一人ずらして新玉から回したことで、巻末の署名順から容易に想像出来る。

いま一度図①を参照されたい。先にも指摘しておいたように、この清書本は、寄句を清書した上の部分と作者名を書き入れた下の部分が一度裁断され、左端の丁の折り目に小さな紙片をはさんで上下を再度貼り合わせてある。それは勿論、図①にあげた初丁のみならず、全ての丁に共通している。このことから、およそ次のような手順が想像される。この清書本に使用された野紙は、もともと上下つながった形式のものであったはずである。最初清書所は、上下つながったもの野紙に寄句と作者名を清書して鶴・亀二巻の清書本を仕立てる。そのあとで、図③のように、寄句の部と作者の部を紙切り包丁か何かで裁断したと考えられる。その際、鶴・亀の巻毎に裁断したのであろうことは、図④のように、この合冊清書本を背と腹の側から見てみれば、良く理解できるであろう。そして、裁断された上の部分、つまり寄句清書の

部は見返しにちらしを貼った表紙を添えて点者の回覧に供され、作者の部は清書所の手許に留めておかれた。ちなみに、作者の部の右端に紙片を疊んで押しつけてあり、広げてみるとそれは図③の下段のように「鶴の巻」と記した符箋である。「亀の巻」にも同様の符箋が見え、ここには両巻を混同しないための清書所の慎重な配慮がうかがえる。

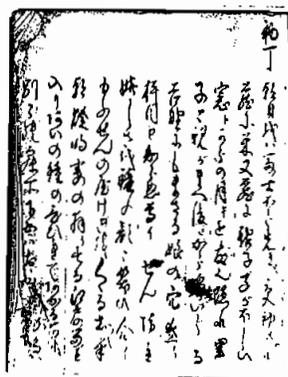


図 3

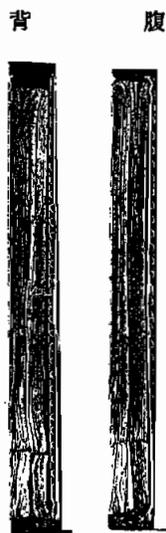


図 4

さて、清書本の寄句の部は点者の回覧・選句が済んだあと、点者別の秀吟技萃集と共にやがて清書所へ戻って来る。その段階で、清書所は寄句の部と作者の部の右端を紙縫で綴じ合わせて固定し、更に丁の一枚一枚の折り目に紙片をはさんで上下を貼り合わせ原形に戻すという作業をする。そうして残ったのが、現姿のこの清書本ということになる。なお、この清書本は鶴・亀共に、表紙・見返し・寄句の部・作者の部及びその符箋ともすべて筆蹟は同じで、右の一連の作業がすべて同一人物の手になったことを想像させる。以上のような手続きは、複写技術が極度に発達した現代から見ればさういふまどろっこしい感じがするが、時間のあり余っていた当時に於ては最も確実でかつ合理的なやり方だったのであろう。

さて次に、この清書本に見られるようなやり方が、どの程度一般的であったかという問題が出て来る。その答は、この清書本に用いられた野紙にあると思う。この野紙には、寄句清書用の上の欄と作者名を入れる下の欄との間に、一・五程の余裕が持たせてある。上下裁断を前提としないのならば、このような余裕は必要がない。つまり、この野紙は当時の雑俳興行に於て、清書所が上下裁断を前提として使用する専用箋と見るべきものである。かような専用箋があったという事は、この清書本から類推されるようなやり方がある程度の一般性を持っていたと言えるのではないだろうか。ちなみに、この野紙の場合は折冠興行に使用されているが、そのまま発句合の清書用に転用することが十分に可能である。

そこで次に問題になってくるのがこの回覧用清書本の成立年代であるが、その前に興行圏について見ておくことにしよう。この清書本に見える作者は八四名。うち住所不明の二名を除き、他は摂津国住吉郡の平野・喜連、河内国汶川郡の竹淵・鞍作・新家・衣摺・久宝寺・太子・安中、同丹北郡の出戸・長原、同若江郡の八尾・中田の連中である。現在の行政区画で言えば、大阪市平野区・東大阪市・八尾市に属する。これを図⑤の『河内国再見小図』（享和二年再版）で見ると、平野郷から八尾へと至る八尾街道沿い、それにやはり平野郷から右上



図 5

へのびる街道沿いに集中していることが知られる。「植松」は八尾のやや右下、ここにある淡川神社を当時「天神」と称していたことが『河内名所図会』（享和元年刊）に見え、奉納先の「植松天満宮」は現在も八尾市植松町三丁目にある淡川神社と考えてよからう。このように興行圏が地域的に集中していること、それに作者総数が八四名、寄句数が一五〇〇余と興行の規模がそれほど大きくないこと、更に作者が楽評に加わっていることなどから、この催しは同好会的な性格を持つたうちうちのものであったと判断される。では、この清書本はいつごろのものなのか。それについては、これが折句と笠付の集であることに注目すべきであろう。享保期に前句付を中心として比較的大規模に催されていた大坂の雑俳興行は、明和安永期になると前句付が急速に衰えて、折句・笠付を中心とした小規模の同好会的な催しへと変わって行き、更に化政期に至ってそれが大坂雑俳の主流として定着して行くことは宮田正信博士の『雑俳史の研究』に詳しい。この清書本は折冠集であること、また河内・摂津のごく限られた地域内での小規模の催しであること、更に作者が楽評として加わり同好会的な性格が強いことなど、それはまさに天明から化政期へ至る大坂雑俳興行の典型的な姿を示している。本評点者の一人「谷村甫水」の名が文化五年の『折句久知句留磨』に八尾の折句点者として出ていることは、右の推測を裏付ける有力な傍証とならう。なお断定は憚られるものの、この清書本の印象は化政期のものほど崩れておらず、「寛政頃筆写」と符箋に記した古書肆の見解は妥当であったと言える。

国風冠句春季月並集

家蔵。半紙本一冊。縦二四種、横一五・五種。図⑥がその表紙。図版下部は一丁表の作者欄である。中央に三宗匠名の記載があるが、打睡庵下部の「打睡庵閣」の朱印、乙鳥家下部の「柳水」の朱印、それに麗華園・乙鳥家の肩の「は」は、回覧により選が済んだことを表わす。また宗匠名の上に「龍の部」とあり、これと対になった「虎の部」の存在が想定される。正確な成立年代はわからないが、宗匠の一人である山雄の名が明治十九年序の『冠句名家玉の声』巻頭に「打睡庵山雄士族 上京区武者小路新町西入 富井政恒」と見え、おおまかに明治中期としておく。見返しには、表紙と同じ三宗匠名と「いらいらと・六根清浄・花買ふて」以下の冠題三二題を印刷した紙を貼るが、これは募集の際に使用されたちらしの切り抜きと思われる。図⑦は一九丁

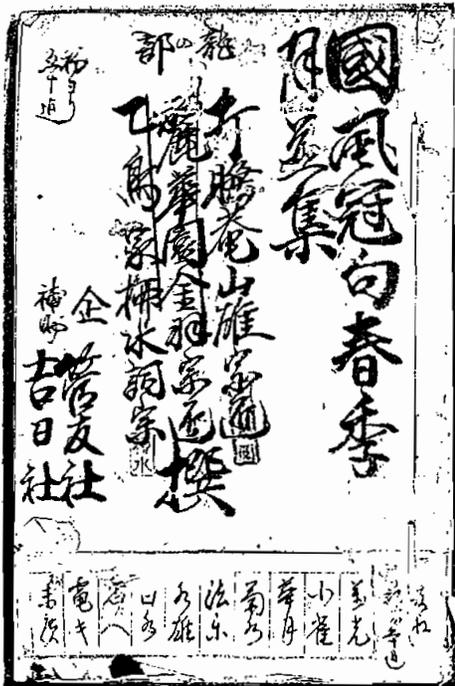


図 6

裏と二〇丁表。半丁一〇行の海老茶色野紙を用い、各丁左上欄外に丁付を入れる。合計一二三丁。この野紙は最上段に冠題を略したものを、中段に寄句を、下段に作者を記入する形態になっており、冠句専用箋と思われる。句を清書する欄と作者欄との間に一・六程程の余裕が設けてあり、やはりそこで一度裁断し、再度綴じ合わせたのが現姿。図⑧のように、背・腹の方から見ると、初〇丁、五一〇丁、五四丁、七五〇丁、九九丁、百〇終丁と各部で裁断の位置が異なり、四部に分けて裁断したことがよくわかる。これも回覧用の清書本であったことは明白だが、先の『奉納植松』と異なるのは、二十・九△・九というように点印（朱）が押してあることである。その押印の位置は、大略上部欄外・冠題欄・句頭と三段に分かれ、しかも点印は同一のものを使っている。おそらくこの点印は清書本と共に宗匠間を回され、宗匠別に押印の位置を決めて点をかけたのであろう。この清書本も、表紙・寄句・作者とも筆蹟は同一で、これまた一連の作業が清書所一人の手によって行なわれたことを示している。収録句は二四二六章、作者総数七九名。その殆どに所書きがなく、どのあたりの連中かはっきりしないが、中に「イナリ」の作者が一人混じること、それに宗匠の一人山雄が京都であることから、京都周辺と見ておきたい。また、失なわれた「虎の部」の内容によって多少話が変わってくるが、「龍の部」に限って先の『奉納植松』と較べてみると、寄句数は多いものの作者数にさほど違いはなく、興行の規模としてはそれほど大きくはない。



図 7

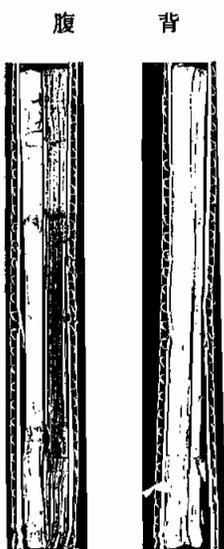


図 8

銀河舎里遊還曆祝冠吟輯

家蔵。半紙本、縦二四・三種、横一六・七種。賀・寿の二冊あり。

図⑨は「賀之部」の表紙、及び背と腹。表紙はボール紙を使う。表紙の書入れから大正十五年の興行なることは明らか。禁夜は旧河内国交野郡、現枚方市。真光寺は真宗大谷派の寺で、今もある。表紙左端の宗匠名がかすれるが、そこは「応亭八樹門宗匠総評 聴松庵一峰宗匠／静海庵月人宗匠共選」と読める。「寿の部」の表紙もほぼ同様だが、

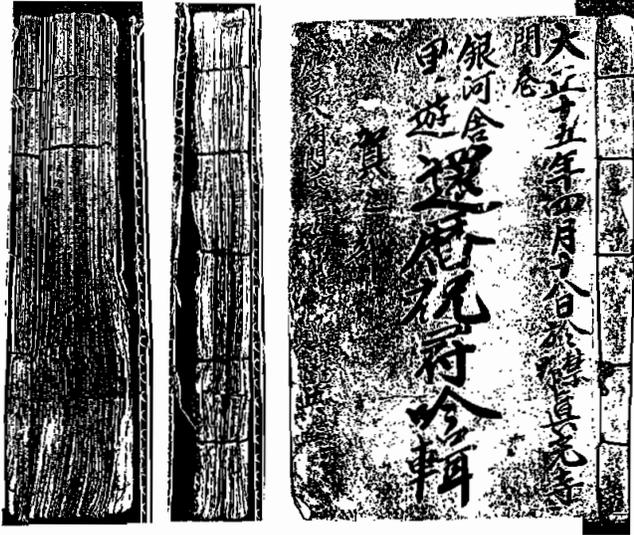


図 9

楽評価の二名が「浅芽庵羅山／都笠庵花守」に替わる。各冊後表紙に「七夕社主催」とある。図⑩は本文の一部。「京都河原町六角今中壺中堂製」の半丁一〇行の藍色野紙を使用する。野紙の形態は先の明治期の『国風冠句』に同じでやはり冠句専用箋だが、こちらには国名を入れる欄が設けてある。寄句清書欄と国名・雅号欄の間に一・二種程の余白を設け、そこで上下を裁断し、再度綴じ合わせるやり方は『奉納植松』『国風冠句』に全く同じである。また、宗匠が清書本を回覧

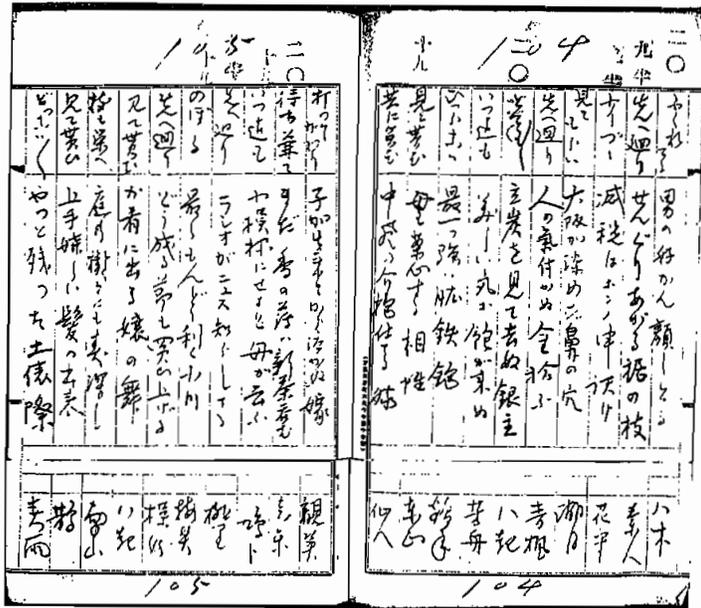


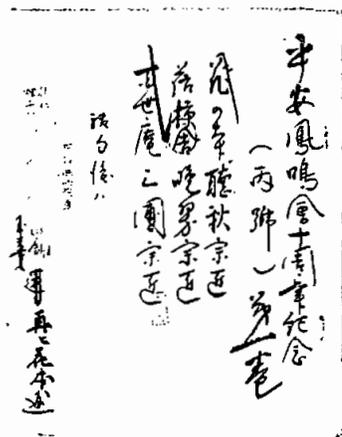
図 10

し「賀・九半・十九・二〇」といった点印を使用し点をかける形態は、『国風冠句』に等しい。各冊ともそれぞれの丁の欄外上下に頁数を入れて、寄句清書の部と作者の部を再度綴じ合わせる際にずれないように配慮がしてある。頁数は賀の部が一〇三八六、寿の部が一〇三九二。収録句数合計七八〇章、作者総数八〇名。筆蹟は、表紙・寄句清書の部・作者の部・頁数とも両冊を通じ同一である。作者の国名欄はすべて空白となっており、概ね禁野周辺の連中と見てよからう。先の『奉納植松』の場合と比較するに、作者数はほぼ同じで興行圏も限られており、興行の規模はそれほど大きくはない。しかし、寄句が八千近い場合も、作者照合の手続きが『奉納植松』『国風冠句』と同じやり方で行なわれていたことは、注目してよい事実である。

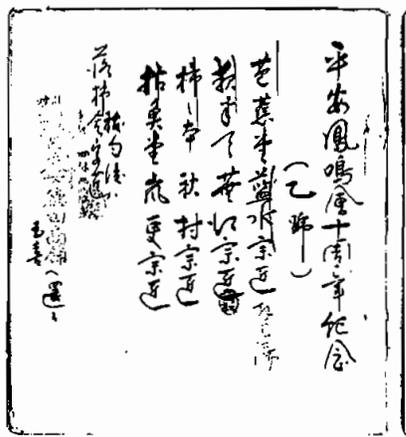
平安鳳鳴会十周年記念俳句合の清書本

木村善光氏蔵。縦一八・六種、横一六・三種で、ほぼ方形に近い。乙号・丙号の二部に分かれ、それぞれに一二冊づつある。全冊後表紙に「松筠亭／蔵書印」の方形陽刻朱印を押す。図の⑩は、乙・丙第一巻の表紙。その標題にある如く、京都の鳳鳴会十周年記念の俳句合の清書本で、寄句はカーボン紙を使って複写し、乙丙各号の内容は全く同じである。表紙左の「京都市四条西洞院東 山さきや事 化粧品煉チック製造 へ安 徳田商舖」の印、及びその左右の「抜句後ハ」「玉喜へ還ス」という書き入れは全冊に認められる。併号玉喜こと徳田商舖主人がこの催しの世話人で、この清書本も彼の手に成った可能性が濃

丙



乙



い。乙丙とも各巻の丁数は、第一から十一までが各二五丁、納巻（十巻）が二三丁で、寄句数は五九六五章に及ぶ。清書句に関するに、季題は正月のものが多くが春三月にわたり、兼題に自由題をも交えた催しであったらしい。成立については

図 11

大正の十三年や君が春

という句によってほぼ確定出来るが、念のために調べてみると、

治りし震後の春を迎へけり

バラックの東都を偲ぶ雑煮かな

復興の帝都賑はし飾り竹

といった、大正十二年九月の関東大震災を詠んだと思われる句、また

九重に梅の薫りて御成婚

御成婚陸月の日誌飾りけり

千代栄ふ皇子の祝賀や松の花

という、同十三年一月の皇太子裕仁の成婚を詠んだと思われる句が数多く見え、鳳鳴会十周年の催しは大正十三年春であったと断定してよからう。

さて、図⑩の丙号第一巻表紙に見えるように、丙号の十二冊には花の本聴秋・落柿舎晚翠・百世庵三甫の名が記され、この三点者の回覧用である。乙号の方も第二巻を除く他の十一冊に、芭蕉堂藍水・夜半亭蕪江・柿之本秋村・枯魚堂嵐更の四名の名が記され、ほぼ同様に考えられるのだが、乙の第二巻のみ為水園柏年・鳳渡園曉雨・酔夢庵登門・翠篁庵竹堂としてあるのが不審である。が、考えてみれば、そもそも乙・丙だけというのがおかしいのであって、この俳句合の清書本はもととも甲乙丙と三部同じ内容のものが存在したと見るのが自然である。乙の二巻に見える柏年ら四名の宗匠は甲号の担当だったのではないだろうか。何らかの手違いで、乙の二巻と甲の二巻が入れ替っ

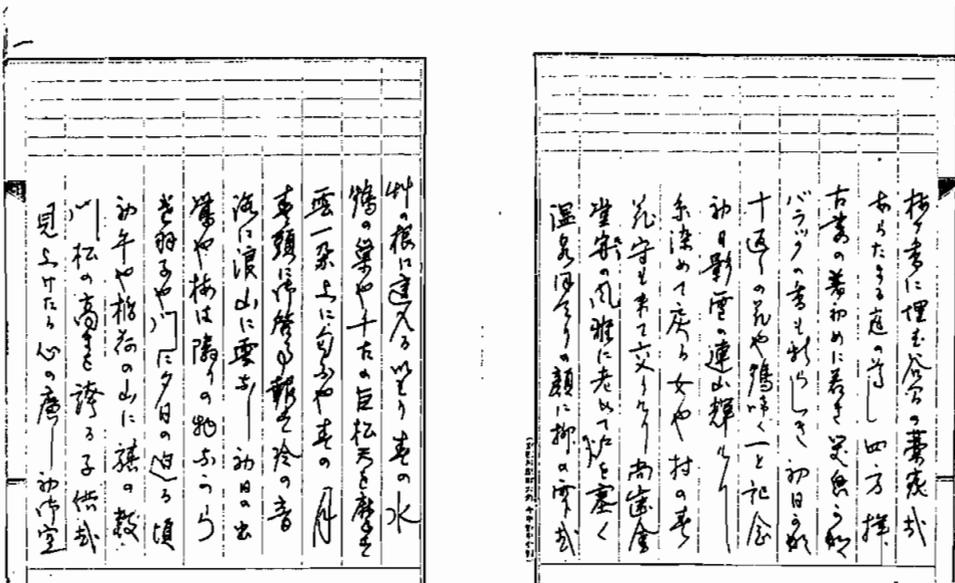


図 12
-123-

てしまったと考えるのが最も無理がない。図⑫は乙巻一号の一丁裏と二丁表。先の『還曆祝吟輯』とやや形態は異なるが、やはり「京都河原町六角今中壺中堂製」の藍色野紙を使用している。上部の五段に区切られた欄は、宗匠朱点用のそれで、少なくとも五名までの回覧が可能。句の清書欄のスペースから見て、こちらは俳句専用箋と思われる。ところで、この専用箋には作者記入欄がない。が、先の『還曆祝冠吟集』に使用されていた同じ壺中堂製の冠句専用箋をその横に置いて見れば、この清書本は下部の作者記入欄が裁断されていることが明白であろう。

この清書本がやや寸詰まりの方形に近い姿をしている理由もそこに求められなければならない。では、裁断された作者の部はどうなつてしまったのか。それはおそらく、失われた甲号に綴じ合わされてしまうと考えられる。カーボン紙による複写のため、甲乙丙三部の内容は全く同じである。従って、句と作者を照合するための控えは一部あれば事足りたはずで、乙丙に於ては寄句の部と作者の部を綴じ合わせる作業は省略されたのではないだろうか。

以上見て来たように、雑俳及び発句合の興行において清書所が寄句を清書して点者に清書本を回す際に、作者欄を裁断することによって作者名を伏せ、選が済んだあとで再度綴じ合わせて照合するという手続きを踏んでいたこと、しかもそのやり方は既に寛政期には専用箋が用いられるほど一般化していたこと、以後も大正末年まで踏襲されて来ていることが確認出来たと思う。このやり方がどのあたりまで遡り

得るかにについては、今後の資料の出現を待つしかなからう。

ところで、このようなやり方は専用箋を用いなくても可能である。その場合も、『奉納植松』『国風冠句』『還曆祝冠吟輯』のように、作者部が寄句清書部と綴じあわせてあれば、それと察しがつく。しかし、『平安鳳鳴会』の例は、作者の部が裁断されたままの姿の清書本も存在し得ることを暗示している。ここに、専用箋を用いずしかも作者の部が失なわれた例を一つ紹介しておこう。

根来不動尊一万句集の清書本

全二冊。仮に、甲・乙としておく。縦二三・二種、横二〇種ではば方形に近い。両冊とも茶色地表紙で、左肩に薄茶色地の単辺書題簽に「根来不動尊一万句集」と記す。この二冊は他の俳諧資料と共に紀州加太の旧家に伝わって来たもの。奉納先は紀州根来寺に祀られ、鳥羽天皇の病氣平癒に靈驗あり開祖危難に身代りとなったと伝える鍾鏤不動尊であろう。両冊ともに丁付を入れ、甲が一から百三十まで、乙が百三十一から二百六十一まで。折句・笠付に発句を混じえ、半丁に八句宛、甲乙併せて四一七六句を清書してある。序・跋など一切なく、揃い本かどうか不明ながら、標題に言う「一万句集」に比し清書句が四千余しかないと見ると、甲・乙の次にもう一冊及至二冊あったと考えた方がよからう。図⑬は、甲の百十丁裏と百十一丁表。これからも知られるように、この清書本は作者名が入れてあったと思われる下の部分が明らかに裁断されている。先の『平安鳳鳴会』の例と同

じく、本の大きさがやや寸詰まりになっているのはそのためで、原姿は大本大であったと思われる。それではこの場合、何故作者の部が綴じ合わせてないのか。これについては、次のように推測しておきたい。先の『還曆祝冠吟輯』の例のように、寄句清書部と作者部に丁付させ

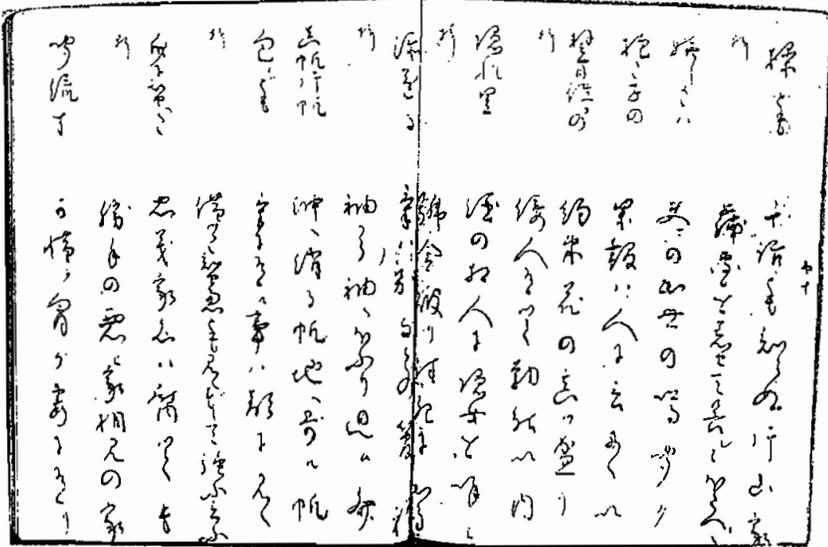


図 13

入ってあれば、綴じ合わせなくても照合は可能である。この催して標題通り一万句ほど寄句があったと仮定すると、清書本は甲乙以外にあと二冊あったはずで、そうすると総丁数は五百を越えることになる。そのような場合、寄句清書部と作者部を綴じ合わせる手間を省いて、丁付によって照合することも十分に考えられるのではないだろうか。次にこの清書本の年代についてはあるが、清書句の内容から見て近代のものでないことは確かである。しかも、笠付の題は普通のもではない。それは「病夫の・初産の・雪隠の・雲助に・寒梅へ・兄嫁が、木像も」というように、伊勢の「一句立」のそれに等しい。化政期の紀州では折句と共に、南紀滞留の樽良によってもたらされたと考えられる一句立の遺風が広く行なわれていたことは『雑俳史の研究』に詳しい。本の印象からも、この清書本は化政期の成立と見て大きくは誤らないと思われる。

二

さてそれでは、冒頭に提示しておいた二つめの疑問について考えてみよう。それは、点者が複数に及ぶ場合、清書所は清書本をどのように仕立てるのかということであった。これについての一つの答は、先の考察によって既に出ている。それは、『奉納植松』『国風冠句』『還曆祝冠吟集』のように、一つの清書本を点者間で回覧するというやり方である。この場合、清書所は清書本を一部仕立てるだけで事が

足りる。この回覧方式と並んで、もう一つ考えられるのが点者の数だけ同一内容の清書本を仕立てる、いわば複製方式である。先の『平安鳳鳴会』の例は、複製方式と回覧方式を組み合わせたものであった。もっとも、この場合は複製とは言えカーボン紙を使用しており、これを江戸時代に適用することは出来ない。江戸時代に可能であったのは、筆写によって同じ内容の清書本を何冊も作ることである。そして、この筆写複製方式が採られたであろうことは容易に想定されるところである。しかし、それを証明することは大変に難しい。清書本の数が増えれば、それだけ散逸の可能性も高くなる。とりわけ、清書本と点者の秀吟抜萃集が一冊となった点帖の場合は、その可能性が更に増す。何故なら、そのような点帖は、巻の中で最高点を得た作者に賞品と共に与えられるのが普通だからである。複選興行に於て、一人の作者が全ての点者の選で最高点を得て、点帖を一人占めすることは可能性としては小さい。だからこそ、投句作者にとつて複選興行は、ダブルチャンスの宝くじのように魅力的だったのである。複選興行に於ける点帖は、本来的に散逸すべき運命にある。筆写複製方式が採られたであろうことは容易に想定出来ても、その証明が困難である理由はそこにある。

しかし、ここに極めて幸運な例が二つ存在する。一つは幕末期京都点者による臨時の発句合の点帖、いま一つは明治期上州地方の月並発句合の点帖である。

大乘寺妙見宮奉額発句合の点帖

家蔵に三冊一組で入手した幕末期の点帖がある。仮に是を甲・乙・丙とする。浅緑色地に小さな水玉を散らした同じ表紙を用い、半紙本大。いずれにも題箋はないが、各冊第一丁表に興行名・題・点者名を記す。図⑭参照。甲は「大乘寺妙見宮奉額発句合」の「洛枯魚堂宗匠評」になる点帖、乙も同じ催しの点帖でこちらは「洛蕪汁庵宗匠評」とある。丙は図版には掲げないが、「栗尾大師堂奉額」と「下平屋其

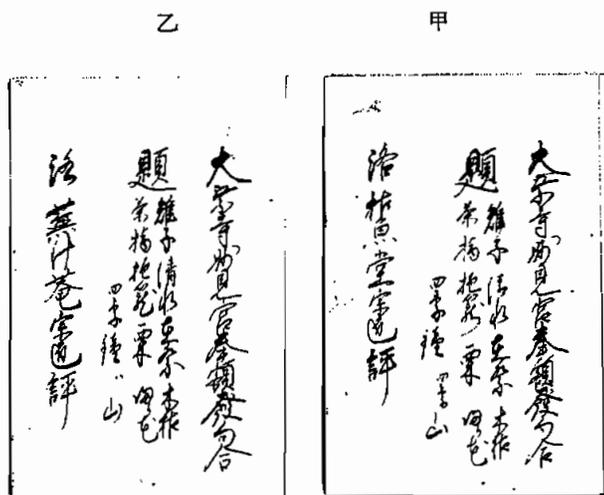


図 14

「柳子追善」を兼ねた催しで、「古魚堂宗匠撰」になる。いずれの興行も月並にあらざる臨時であったことは、題が四季にわたっていることから明らか。甲と丙に点をかける枯魚堂は祭魚のこと。『新撰俳諧年表』によれば、喜多川氏、梅価の男で万歳と称し、明治六年に没したとある。また、慶応三年正月から翌明治元年十二月までの月並発句合摺り物が管見に入っている。乙の点者蕪汁庵は若雅のこと。没年については未詳ながら、文政九年及び弘化元年の月並発句合摺り物が残る。また、甲乙丙三冊の点帖に出る作者のうち数名が、洛の弄時庵季徳撰になる。天保七、九年の月並発句合の摺り物を合綴再刊した『俳諧玉箒二編』にその名を留めている。これらのことから、甲乙丙三冊の点帖はおおまかに言えば幕末、少し限定すれば天保前後のものとしてよからう。さて、丙はさておき、同じ催しの点帖である甲乙の両冊に注目してみよう。図⑭の標題部の筆蹟が同一なることは一目瞭然である。これは寄句清書の部についても同じで、例として両冊第二丁表を図⑮にあげておく。以下、両冊の内容について、簡単に説明する。甲は全七〇丁。一丁表に標題、裏は余白。二丁表から五三丁裏までが清書所による清書部で、半丁五句宛に寄句五一八章を清書する。五四丁表には祭魚が「訂校 枯魚堂」と署名し「祭魚」の押印。続いて「拾玉六十二章」として、その裏から七〇丁表にかけて秀吟を点の低いものから並べてそれぞれの句に点印を押し、奥に追加吟を添える(図⑯)。五四丁以下の秀吟の部は祭魚の清書で、その秀吟は五三丁までの清書所による寄句清書部から選出されたものであること言うまでもない。なお、

乙

甲

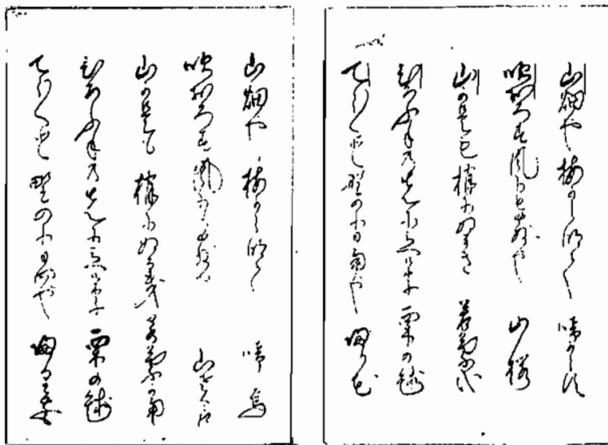


図 15

「拾玉六十二章」とあるが実数は六五章。作者名は選が済んだのち清書所が入れたもので、その筆蹟は寄句清書部のそれに一致する。そして、**図16**に示したように、七一丁裏の巻魁（巻頭）句「稷粟にしぶとく降るや山の雨」の作者は大内の一花なる人物で、この点帖は賞品と共に彼に与えられたはずである。一方、乙は全七一丁。一丁は甲に同じ。

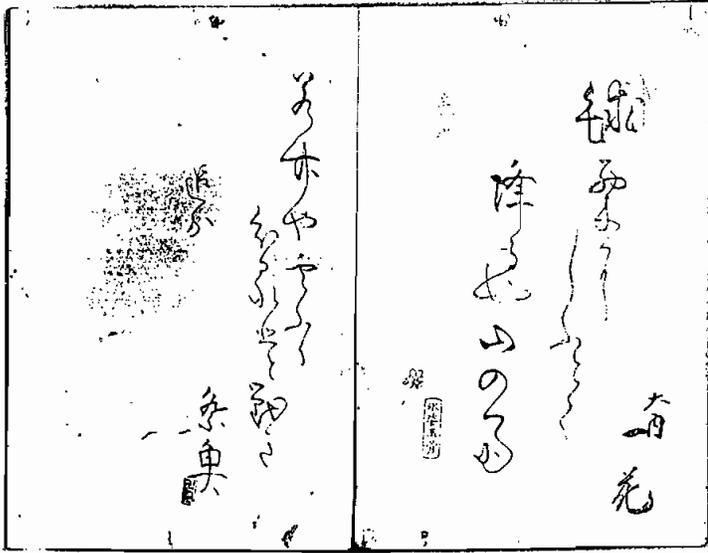


図 16

二丁表から五四丁表にかけて甲と同様に清書所が寄句五二六章を清書、その筆蹟が甲と一致することは**図16**に示した通り。五四丁裏には若雅が「校 燕汗庵」と署名、押印。以下、七一丁裏まで若雅が秀吟七四章を清書し、各句に点印を押す。ちなみに、秀吟部書き入れの作者名の筆蹟は、寄句清書部のそれと印象が異なる。七一丁裏（**図17**）に

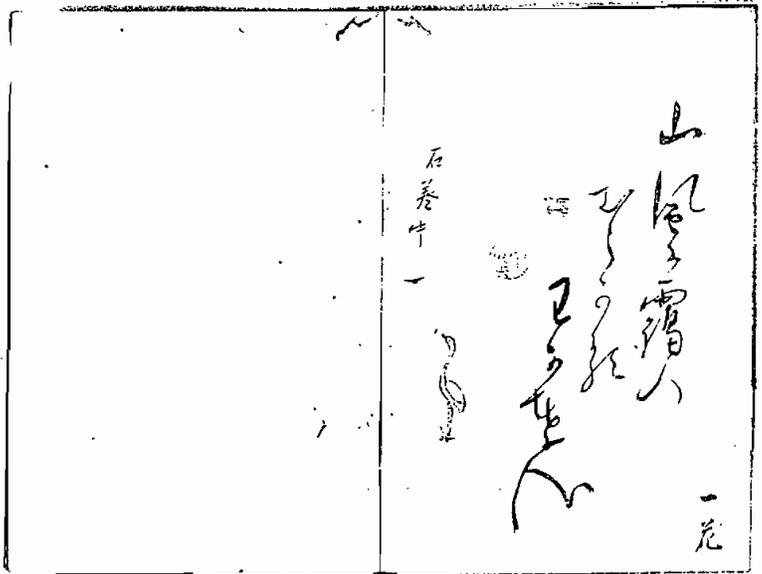


図 17

「右巻中一」とする「山風に霧のむらがるわか葉哉」の句、作者はやはり一花、これまた彼がせしめた点帖であった。なお、甲乙両冊の清書所による寄句清書部を比較するに、四九丁裏までは寄句記載順全く同じであるが、五〇丁表から記載順に乱れが生じ、更に乙にはあって甲に見えない句が一〇章、逆の例が二章と句の出入りも認められる。両冊で寄句数が異なるのはそのため。この混乱の理由は、それが巻末近くにあることを考えると、遅着分の整理に伴なうものではないかと思われる。が、全体的に見て大きな問題ではなく、この甲乙の両冊によって、「大乘寺妙見宮奉額発句合」の催しでは清書所が同じ清書本を二部仕立てて、二名の点者に回していたことがわかる。

さて、甲乙両冊の点帖は祭魚・若雅両点者の選で共に巻頭の位を得た大内の一花がせしめたものであった。別の催しの点帖である丙の巻頭も実は一花である。つまり、この甲乙丙三冊の点帖はもとと一花の手許にあったものが幸いにも散逸を免れ、現在に伝わったのである。先にも触れたように、複選興行の場合、特定の作者が点帖を一人占めにする例は珍しい。特に興行の規模が大きいほどその傾向は強くなる。が、この場合は興行の規模がそれほど大きくなかった。甲乙丙三冊の秀吟の部に見える作者は三六名に過ぎない。入選を果たさなかった作者もあろうからこれですべてを尽くしているとは言えないが、寄句数五百余という数から見てもせいぜい五〇名程度であろう。また、作者の所書を拾ってみると、棚田・上久保・荒倉・大内・板橋・岩江戸・原・小笹尾・市場・上司・上平屋と丹波国桑田郡の若狭街道沿いとそ

の周辺に集中し、現在の北桑田郡美山町内にはぼすつぼりと収まってしまう。丙も含めて、三冊の点帖が伝える興行の規模は極めて小さい。ちなみに記せば、甲乙丙の三冊を通じて一花の入選句は二三章に及び全体の約九分の一を占め、次位の松亭の一五章を大きく引き離しており、熱意のほどがしのばれる。かように、興行の規模が小さかったことに加え一花の句好きぶりも手伝って、甲乙丙三冊の点帖は彼が独占することとなり、また幸運にもそれが揃って現在に伝わったのである。なお、甲乙の興行の奉納先であるが、『大日本寺院総覧』によれば大乘寺なる寺は丹波に四箇寺があり、うち特に著名なのは現宮津市田野の通称「お七寺」だが、この場合何処とも定めがたい。

奈良演会集評発句合の点帖

奈良大学図書館蔵。半紙本一四冊、紙縫綴じの粗製本。いま仮に、これを1~14としておく。表紙はすべて同じ用紙を用い、薄い海老茶色地に白色の梅紋様を散らす。図の⑬は1の表紙。中央に「奈良演会集評発句合 第二回」とし、左肩に「顕志宗匠公」、右下に「上催主君」（上と君は朱書き）と記す。内容は、菜の花・鞆轆・鳥さかる・夏近しの四題による寄句各六二章を季題別に清書し、それに点をかけたもの。1の点者は表紙にあるように顕志。2~14も同じ内容の宗匠別の点帖である。表紙に1と同じく興行名を記すのは2・3・4の三冊。また、点者名を入れるのは、2「其胤先生撰」・3「楽酒先文」・5「孤仙先文」・6「吞洋先文」・7「大理石先生」の五冊。8~14



図 18

は表紙に何も書き入れがない。が、巻末の追加吟等によって、各冊の点者は、8 楊松・9 梅風・10 梅月・11 和川・14 高子であったことが知られる。4・12・13については点者不明。各冊の丁数は二三〜二九丁とばらつきがある。同じ内容の清書本にそれぞれの点者が点をかけ、巻末に点者自筆による天地人の秀吟拔萃及び追加吟を添える形態はほぼ共通している。なお、6は何故か点をかけた形跡が全くなく、清書本のまま残っている。また、この6と1には秀吟拔萃がない。

さて、図⑨は1と2の第一丁の表である。この図からも見当がつくと思うが、調べてみると、寄句清書の筆蹟は全一四冊すべて同一で、一人の人物が全冊の清書を受け持っていたことがわかる。しかもその筆蹟は、其胤点になる2の巻末の秀吟清書部の筆蹟と一致する。図⑩は2の二二丁裏と二三表、寄句清書部の末尾と秀吟清書部の冒頭である。

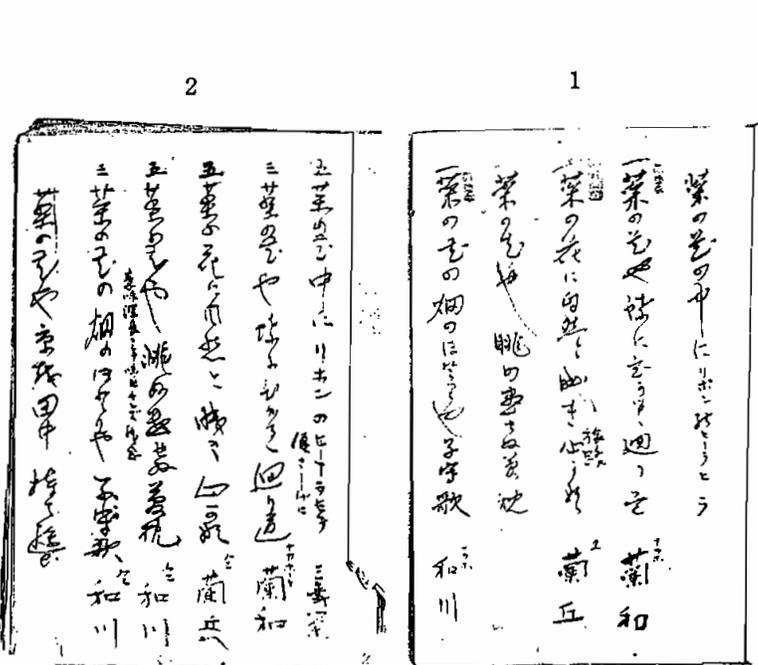


図 19

左右同筆なること、おわかりいただけるであろう。従って、この催しでは其胤が清書役をとつとめ、彼が一人で同内容の清書本を一四冊仕立てていたと知られる。ちなみに、1〜4の表紙の興行名書き入れも、やはり其胤の手になる。なお、一四冊を彼此対校してみると、寄句清書が完備しているのは1・6・11・12・14の五冊のみで、他の冊は数

章の書き落としがある。特に甚しいのが2と7で、2には一〇章の、7には実に二二章の脱落が認められる。また、清書句の並びも全冊必ずしも一定せず、混乱がある。この催しは「夏近し」という題からすれば三月、あるいは表紙の「第二回」から見ると二月とも考えられるのだが、何れにせよ臨時ではなく月並のそれである。日限に追われながら、二五〇章近い寄句を清書本として一人で一四冊も仕立てねばならなかった其胤の苦勞を思ふ時、多少の杜撰もやむを得まいという感

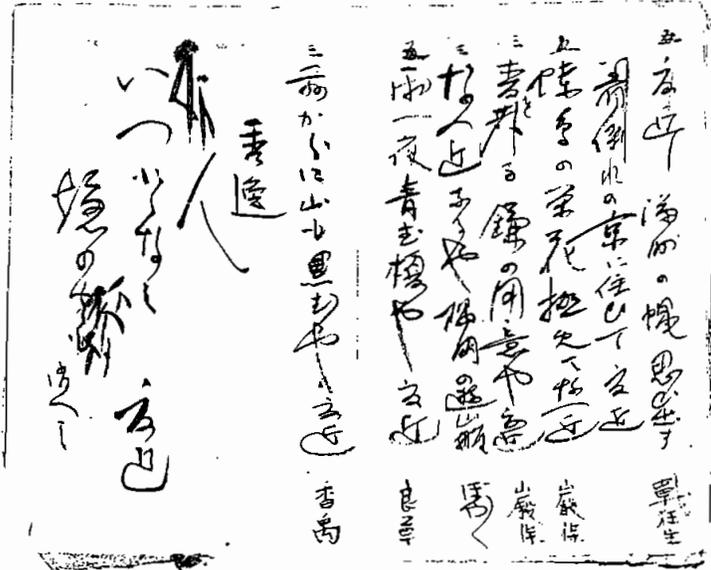


図 20

じがする。

この発句合の興行の実態について手掛りを与えてくれるのは14である。高子点のこの冊は寄句清書部が完備していることは先に触れたが、この冊では部分的にしか記入されていない点にかけてある。従って、他の冊では部分的にしか記入されていない作者名も、すべて書き入れてある。これによって、興行の規模・興行圏・発句合のしくみがほほ明らかになる。集計してみると、作者総数は三二名。このうち、所書きのない作者が一五名いるが、残りの一七名は上発知・中発知・横塚・北校・沼須・発知新田・下久屋・真庭の連中である。うち北校についてはよくわからないが、他はいずれも上州北部の地名で、真庭は現群馬県利根郡、残りはすべて沼田市に属する。半数近くを占める所書きのない連中は、「奈良演会」という名称を手がかりとして、現沼田市奈良町（旧奈良村）の連中と推測しておきたい。寄句数・作者数・興行圏から見ると、現沼田市周辺に限られたごく小規模の催しであったことは明白である。また、寄句を整理してみると、この催しでは四題による四句を一組として投句するきまりになっていたことが知られ、ほとんどの五組以下の投句であるが、春窓なる人物は十一組の多きに及び、群を抜いている。また、点者をつとめる其胤・楽酒・孤仙・香洋・大理石・場松・梅風・梅月・和川・高子は、作者としても名が見え、点者不明の4・13もおそらく作者のうちの誰かであろう。各点帖に關するに、14の高子の例のように自分の句には点をかけない約束になっていたようである。問題になるのは作者として登場してこない1の点

者願志であるが、この人物については二様に考えることができる。この冊は他の冊に較べ清書が比較的丁寧であること、それに点印らしい点印が使われていること、この人物のみ宗匠と呼ばれていることなどから、専門の点者であったとも思われる。が一方で、表紙に「催主」とあるのによれば、やはり彼も連中の一人で、月番の催主であったために句を寄せていないという見方もできる。その点に疑問は残るが、何れにせよ連中の半数近くが点者をつとめているわけで、この月並発句合が点者・清書等輪番制としたいわば「集評」形式によるごくうちうちの慰み本位の催しであったことは論を俟たない。なお、作者名書き入れの筆蹟について触れておけば、其胤筆と思われるのは10と14だけで、1・4・12・13、2・3・7・8・11、5・9はまたそれぞれに筆蹟が異なる。つまり、清書役の其胤を含め四名の人物が点帖の仕上げに関わっていたと推測されるわけで、これまた日限に追われていることであろう。

最後に年代についてであるが、中に

菜の花に海は東郷日和哉

秋千にのる子謂らく海軍ぢや

というような、日露戦争の日本海海戦を思わせるような句がいくつかあり、明治三八年頃と見てよからう。この奈良漬会の点帖と一組になっていた資料として、明治三三年奥の春窓筆「所河原入湯藤栗毛」一冊、同三八年興行の春窓・松叟両吟連句一冊、同三九年興行の春窓・琴遊・静宇三吟連句三冊、年代不明の春窓の狂歌集一冊がある。成立年代に

ついでに推測を裏付けると共に、奈良漬会の一四冊の点帖がもともと春窓の手許にあったことを示す事実でもある。春窓が一四冊の点帖を保持するに至った理由は明らかではない。が、投句数が多い割に彼の成績は芳しくなく、1と6を除く一二冊の点帖巻末にあげる天地人の秀吟を調べてみても、4・9・10・14に人、11・13に地と出るのみで天は一つもない。従って、春窓が点帖を一括保持していた理由は先の『大乘寺奉納』の一文の場合とは異なり、彼が奈良漬会の世話人格か何かであったことによるものであらう。何れにせよ、この場合もうちうちの催しであったことが、点帖がまとまって残る大きな要因であったと言えよう。

以上、幕末・明治期の資料ではあるが、発句合で複選興行の際には、一で見た回覧形式と並んで、清書所が同一内容の清書本を宗匠の数だけ仕立てるといふ筆写複製方式もあったことが確認出来たと思う。

なお、この稿は平成元年一月及び四年三月の京都俳文学研究会例会に於ける研究発表をもとに、その後管見に入った資料を加えて成ったものである。また、資料の蒐集については、平成四年度交付の奈良大学特別研究費によるところが多い。

永井：発句合の手続き

On the Proceedings for Hokku—Awase

Kazuaki NAGAI